

資料 2

西大阪地域の防災・減災に係る取組方針 (案)

平成 30 年 5 月 31 日

西大阪地域水防災連絡協議会

○はじめに

平成27年9月の関東・東北豪雨災害により鬼怒川の堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長時間の浸水や、平成28年8月の台風第10号では岩手県管理河川の小本川が氾濫し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

平成29年6月施行の水防法等の一部改正では、このような状況を踏まえ、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させ、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現し、被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策を講ずることとしている。

国土交通省は、平成29年6月20日に緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね5年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方等について、緊急行動計画をとりまとめた。都道府県においては、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめることとした。

大阪府では、府内8ブロックの既存協議会を水防法に位置づけられた地域毎の大規模氾濫減災協議会機能を付加した水防災連絡協議会に改組し、洪水、高潮、土砂災害等による防災・減災対策を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資するようにした。

本協議会では、上記水防法改正を踏まえたうえで、地域の特徴や平成22年6月策定の「今後の治水対策の進め方」の人命を守ることを最優先とする基本的な理念に基づき、「逃げる・凌ぐ・防ぐ」ことを主眼においた防災・減災に係る取組方針を策定した。

今後、本協議会は、毎年出水期前に開催して、取組状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直していく。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成 29 年 1 月）」等を踏まえた緊急対策～

平成 29 年 6 月 20 日
国 土 交 通 省

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による甚大な被害を踏まえ設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取り組みを国管理河川を中心にして進めてきた。

このような中、平成 28 年 8 月、台風 10 号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

この災害を受け、とりまとめられた同委員会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする水防法等の一部改正を行うなどの各種取組を進めているところである。

今般、両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね 5 年（平成 33 年度）で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として緊急行動計画をとりまとめた。

今後、国土交通省としては、本計画を踏まえ、都道府県等の関係機関と緊密に連携し、各種取組を緊急的かつ強力に推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指す。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 ～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方(平成29年1月)」等を踏まえた緊急対策～

背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。(社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」(答申) 平成27年12月)
- 平成28年8月、相次いで発生した台風により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。(社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」(答申) 平成29年1月)

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について、実効性をもって着実に推進するため、概ね5年(平成33年度)で取り組むべき方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

(1) 水防法に基づく協議会の設置

- ・平成30年出水期までに、国及び都道府県管轄河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」ととりまとめ

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
・水害対応タイムラインの作成促進：国管河川においては、6月上旬までに作成が完了
・都道府県管轄河川においては、対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに作成

- ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項
・浸水実績等の周知：平成29年度中に、協議会において各様な員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知

- ③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項
・危機管理型水位計：国管河川においては、平成29年度までに危機管理型水位計配置計画を作成し、順次整備を実施
・都道府県管轄河川においては、協議会の権限を活用して、危機管理型水位計配置計画を作成・調整し、順次整備を実施

- ④円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項
・危機管理型ハートカード対策：国管河川においては、平成32年度までに危機管理型ハートカードを整備

(5) 河川管理施設の整備等に関する事項

- ・排水施設等の運用改修：平成32年度までに国管河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成
- ・浸水被害想定地区の指定：浸水被害想定地区的指定にあたって、水防監理者の参考となる氾濫シミュレーション結果等を情報提供

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・水防災意識社会再構築に係る地方公团固本への財政的支援：防災・安全交付金による支援
・都道府県間の災害復旧への支援：平成30年度までに災害復旧のための「かわ」を技術移転するへ材育成プログラムを作成し研修・訓練等を実施 等 (他3項目)

その他、検討に一定の時間を要する以下の調査研究等の取組についても、着実に検討。

- ・流域内による流域下限部対策や土砂流出による河床変動を把握するための研究
- ・排水干渉帶度の向上や、降雨が流出までの時間が短い中小河川における水位予測技術の開発
- ・局所的な集中豪雨など、近年の降雨状況の変化などを適切に評価するための調査研究

・流域内による流域下限部対策や土砂流出による河床変動を把握するための研究

・局所的な集中豪雨など、近年の降雨状況の変化などを適切に評価するための調査研究

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(主な取組)

水防法に基づく協議会の設置

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会」等の取組方針に基づく協議会を設置し、建設対象事業実施方針を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて地域の取組方針の見直しを実施。 ・協議会の取組内容等についてホームページ等で公表	平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会」等の取組方針に基づく協議会へ移行する。 ・協議会の取組内容等についてホームページ等で公表			

水害対応タイムラインの作成促進

○平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了了(平成32年度までとしていた現在の作成目標を大幅に前倒し)
○平成33年度までに、都道府県管理河川治川の対象となる市町村において、水害対応タイムラインを作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において、 ・毎年の出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、 ・洗浄対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映 ・各年度の水害対応タイムラインを作成	平成30年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において、 ・毎年の出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、 ・洗浄対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映 ・各年度の水害対応タイムラインを作成	平成31年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において、 ・毎年の出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、 ・洗浄対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映 ・各年度の水害対応タイムラインを作成	平成32年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において、 ・毎年の出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、 ・洗浄対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映 ・各年度の水害対応タイムラインを作成	平成33年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において、 ・毎年の出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、 ・洗浄対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映 ・各年度の水害対応タイムラインを作成

要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

○平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施
○平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月までに ・要配慮者利用施設管理者向け研修会を開催 ・市町村等向け点検用マニアル作成	平成30年6月までに ・平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 ・要配慮者利用施設向け研修会の開催	平成31年6月までに ・平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練の実施が況にについて、 ・要配慮者利用施設向け研修会の開催 ・毎年市町村等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有	平成32年6月までに ・平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練の実施が況にについて、 ・要配慮者利用施設向け研修会の開催 ・毎年市町村等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有	平成33年6月までに ・平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練の実施が況にについて、 ・要配慮者利用施設向け研修会の開催 ・毎年市町村等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有

防災教育の促進

○平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
○平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に開連する市町村の全ての学校に共有

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年度中に、 ・平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において、 ・毎年の出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、 ・洗浄対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映 ・各年度の水害対応タイムラインを作成	平成30年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において、 ・毎年の出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、 ・洗浄対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映 ・各年度の水害対応タイムラインを作成	平成31年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において、 ・毎年の出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、 ・洗浄対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映 ・各年度の水害対応タイムラインを作成	平成32年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において、 ・毎年の出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、 ・洗浄対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映 ・各年度の水害対応タイムラインを作成	平成33年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において、 ・毎年の出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、 ・洗浄対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映 ・各年度の水害対応タイムラインを作成

西大阪地域水防災連絡協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会の名称は、西大阪地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目 的)

第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災関係機関に提供するとともに、「西大阪地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、高潮、洪水、津波などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

2 前項の「西大阪地域」とは、別図1及び別図2に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取組む地域とする。

(組 織)

第3条 協議会は、「西大阪地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。

- 2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。
- 3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGの新設をすることができるものとする。
- 4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 「西大阪地域」における防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 情報連絡系統の整備
- (3) 水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 西大阪地域に関する雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

(行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前項(1)(2)(3)(4)の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項

- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「西大阪地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

- 第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。
- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
 - 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
 - 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
 - 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

- 第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
 - 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
 - 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(オブザーバー)

- 第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。
- 2 オブザーバーは、協議会の目的達成のための助言と支援を行うことができる。

(会議の公開)

- 第9条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。
- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第12条 事務局は、大阪府西大阪治水事務所が行う。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

(付則)

- 1 この規約は、平成3年5月23日から実施する。
- 2 平成13年6月29日 一部改正
- 3 平成16年6月18日 一部改正
- 4 平成19年6月29日 一部改正
- 5 平成20年6月27日 一部改正
- 6 平成21年6月23日 一部改正
- 7 平成22年6月24日 一部改正
- 8 平成23年6月24日 一部改正
- 9 平成24年7月02日 一部改正
- 10 平成25年7月16日 一部改正
- 11 平成26年7月08日 一部改正
- 12 この規約は、平成30年3月19日から実施する。
- 13 平成30年5月31日 一部改正

(別表1)

(自治体)

大阪府知事
大阪市長
豊中市長
吹田市長

(自治体関係)

大阪府西大阪治水事務所長
大阪府寝屋川水系改修工営所長
大阪府危機管理室災害対策課長
大阪市危機管理室防災計画担当課長
大阪市建設局下水道河川部河川課長
大阪市建設局企画部工務課長
大阪市港湾局計画整備部防災・海上保全担当課長

(水防管理団体関係)

淀川右岸水防事務組合事務局長
淀川左岸水防事務組合事務局長
大和川右岸水防事務組合事務局長

(国関係)

淀川河川事務所長
大阪管区気象台長
大阪海上保安監部警備救難課長

(警察機関)

大阪府警察本部警備部警備課長
大阪府此花警察署長
大阪府西警察署長
大阪府大正警察署長
大阪府西淀川警察署長
大阪府住之江警察署長
大阪府西成警察署長
大阪府港警察署長
大阪府淀川警察署長
大阪府東淀川警察署長
大阪府大阪水上警察署長

(消防機関)

大阪市消防局警防部計画情報担当課長

(占用事業者)

西日本電信電話株式会社 大阪支店災害対策室長
大阪ガス株式会社 大阪導管部導管計画チームマネージャー
関西電力株式会社 大阪北支社業務グループチーフマネージャー

(運輸事業者)

西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 工務次長
阪神電気鉄道株式会社 都市交通事業本部工務部施設課長
阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部技術部保線課長
京阪電気鉄道株式会社 工務部技術課土木担当課長
近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部大阪統括部施設部工務課長
中之島高速鉄道株式会社 管理部長

(別表2)

(自治体関係)

大阪府西大阪治水事務所防災対策課長
大阪府西大阪治水事務所神崎川出張所長
大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長
大阪府都市整備部事業管理室 事業企画課 参事
大阪府都市整備部河川室 河川整備課 参事
大阪府危機管理室 災害対策課 参事
大阪市危機管理室防災計画担当課長
大阪市建設局下水道河川部河川課長
大阪市建設局企画部工務課長
大阪市港湾局計画整備部防災・海上保全担当課長
豊中市危機管理監
豊中市都市基盤部長
吹田市危機管理室長
吹田市下水道部長

(国関係)

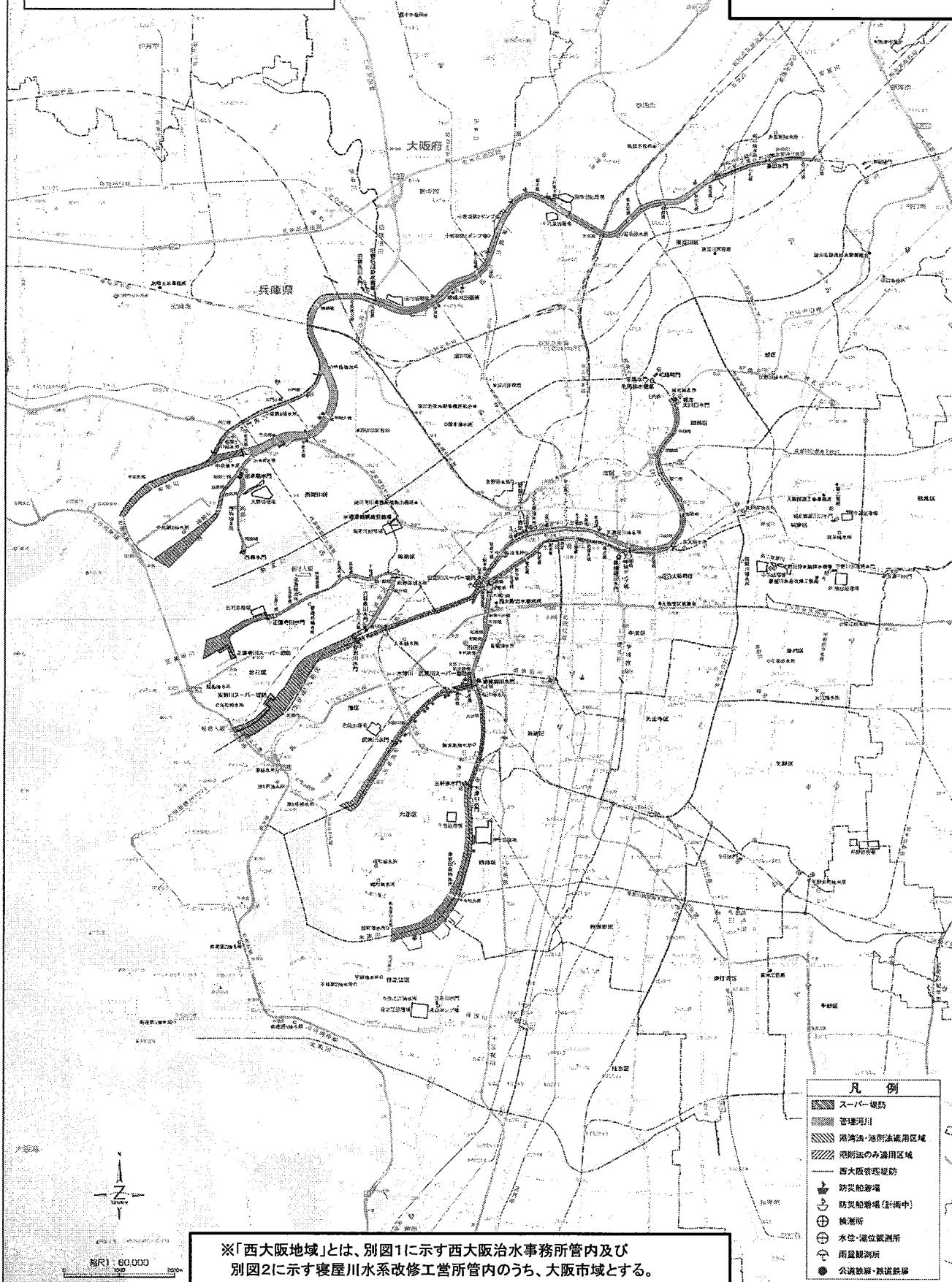
淀川河川事務所 地域防災調整官
大阪管区気象台 気象防災部気象防災情報調整官

(水防管理団体関係)

淀川右岸水防事務組合総務課長
淀川左岸水防事務組合防潮課長
大和川右岸水防事務組合総務課長

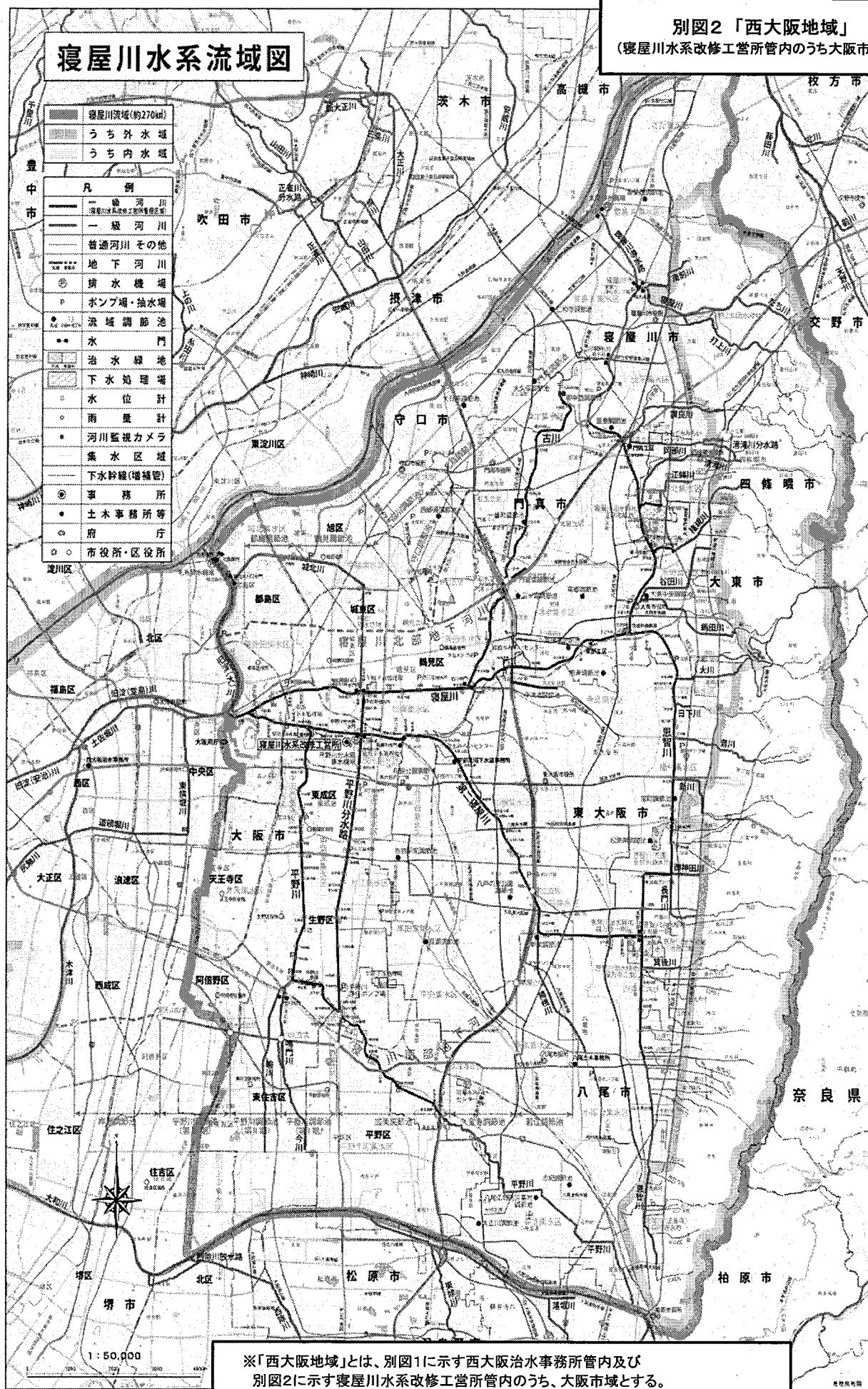
大阪府西大阪治水事務所管内図

別図1「西大阪地域」
(西大阪治水事務所管内)



寝屋川水系流域図

別図2「西大阪地域」
(寝屋川水系改修工営所管内のうち大阪市域)



目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱	
事 項	主な取組内容
具体的な取組	
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組	
①情報伝達、避難計画等に関する事項	
洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年6月から洪水予報河川である神崎川（安威川）のホットラインを実施。 ・その他、水位設定している河川及び危機管理型水位計を設置する河川について、引き続きホットラインの構築を目指す。
高潮時における海岸管理者等からの情報提供等（ホットラインの構築）	想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、沿岸市町とホットラインの構築をする。
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 (水害対応タイムライン)	<p>【多機関連携型タイムラインの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年夏の試行版完成目標にタイムラインの作成を行う（寝屋川流域） ・試行版に引き続き、多機関連携型タイムラインを作成。
【広域】	<p>【タイムラインの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風水害訓練等を実施し、関係機関と連携した訓練を通して、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する。
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 (水害対応タイムライン)	<p>【避難勧告型タイムラインの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年6月に府市の行政間で構築した神崎川のタイムラインを策定済み。 ・その他、水位設定をしている河川について、引き続き、タイムラインの構築をめざす。
【市域】	<p>【多機関連携型タイムラインの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市域における、市町村、警察、消防など関係機関と多機関連携型タイムラインの検討、作成を行う。 <p>【タイムラインの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風水害訓練やタイムラインに基づく避難訓練等を実施し、関係機関と連携した訓練を通して、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する。
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 (水害対応タイムライン)	<p>【タイムラインの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ単位でのタイムラインの検討、作成を行う。
【コミュニティ】	<p>【タイムラインの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風水害訓練や土砂災害対応タイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する。

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱		主な取組内容
事 項	具体的な取組	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 (高潮対応タイムライン)	【具体的な取組】	
	【広域】	<p>【多機関連携型タイムラインの作成】 想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、協議会において、広域（複数の市を跨ぐ流域）の多機関連携型タイムラインを作成する。</p> <p>【タイムラインの活用】 ・高潮対応の多機関連携型タイムラインを作成した場合は、風水害訓練等を実施し、関係機関と連携した訓練を通して、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する。</p>
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 (高潮対応タイムライン)	【市域】	<p>【避難勧告型タイムラインの作成】 想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、避難勧告型タイムラインを作成する。</p> <p>【多機関連携型タイムラインの作成】 想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、市域単位の多機関連携型タイムラインを作成する。</p> <p>【タイムラインの活用】 高潮対応タイムラインを作成した場合は、風水害訓練等を実施し、関係機関と連携した訓練を通して、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する。</p>
	【コミュニティ】	<p>【タイムラインの作成】 ・地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う。</p> <p>【タイムラインの活用】 ・地域（コミュニティ）単位でのタイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する。</p>
水害危険性の周知促進		<p>【水位周知河川拡大の検討、浸水想定】 ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図を作成。</p>
高潮災害の危険性の周知		<p>【浸水想定及び高潮水位の情報提供】 想定最大規模の高潮浸水想定区域図の作成及び水位周知海岸の指定、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位の設定等を行う。</p>
ICTを活用した洪水情報の提供		<p>【情報提供の拡大】 ・防災情報メール（登録した希望者へのプッシュ型メール配信）の情報提供河川の拡大 ・防災情報メールの情報提供内容の充実 ・スマートフォン版のサイト作成（洪水情報） ・2021年度までに水位、雨量情報のリアルタイム化（水防災情報システムの更新）</p>
隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等		災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市町への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市町における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う。

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱	
事 項	主な取組内容
具体的な取組	
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施 (水害、高潮災害)	<p>【避難確保計画の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画への位置づけ。 ・2021年度までの避難確保計画策定と訓練実施の進捗管理を行う。
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項	
想定最大規模の降雨に係る浸水 想定区域図等の作成と周知	<p>【浸水想定及び河川水位の情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度までに想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成、公表を行う。
想定最大規模の高潮に係る浸水 想定区域図等の作成と周知	2018年度を目標に想定最大規模の高潮による浸水想定区域図の作成、公表を行う。
水害ハザードマップの作成、周知、 活用 (水害)	<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が作成された場合は、市町村において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知。 ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知 ・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知。 ・各市町村の浸水実績をハザードマップに反映させる ・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討したうえで実施。
高潮ハザードマップの作成、周知、 活用（高潮災害）	<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の高潮による浸水想定区域図が作成された場合は、市町村において速やかに当該浸水想定等に基づく水害ハザードマップ等を作成・周知。 ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップ等の作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集して、適宜、「水害ハザードマップ作成の手引き」を充実し、市町村に提供。 ・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知。 ・各市町村の浸水実績をハザードマップに反映させる ・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討したうえで実施。
浸水実績等の周知	協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市町において速やかに住民等に周知。
水害の記録の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の水害の記録（アーカイブ）を整理し、ホームページ等で公表
防災教育の推進	教育委員会等と連携・協力して、学校における防災教育を充実させる。
危機管理型水位計、河川監視用 カメラの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計の設置について、その位置の検討や調整を行い、順次整備を実施。 ・協議会の場等を活用して、危険管理型水位計の配置状況を確認。

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱	
事 項	主な取組内容
具体的な取組	
（2）的確な水防活動のための取組	
①水防体制の強化に関する事項	
重要水防箇所の確認及び水防資機材の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域図、洪水リスク表示図の更新に伴う重要水防箇所の見直し ・河川管理者と水防管理者による河川巡視点検の実施 ・港湾管理者等と水防管理者による海岸巡視点検の実施
水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団の募集、自主防災組織、企業参画などを促すための具体的な広報について検討、実施
水防訓練の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な関係機関、住民参加により実践的な水防訓練になるよう訓練内容の検討、実施
水防団（消防団）間での連携、協力に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通じ、水防団間の連携を図る。
②市町庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項	
市町庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	協議会の場等において、浸水想定区域内の市町庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者に対する浸水時の情報伝達体制・方法について検討する。
市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）	協議会の場等において、浸水想定区域内の市町庁舎や災害拠点病院等に機能確保に関する情報を共有し、各施設管理者に対し、耐水化や非常電源等の整備を施設管理者に働きかける。
（3）氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組	
氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組	
排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の場等を活用して、水害リスク情報を共有するとともに、現況の施設・機材の情報をついて共有する。 ・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成 ・排水計画の実施
浸水被害軽減地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の浸水想定図のデータを市町村に提供 ・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供 ・市町村が浸水被害軽減地区の指定を検討、実施 ・他事例の情報収集、共有
流域全体での取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・既存ストック（調節池等）を活用した治水対策の推進 ・ため池の治水活用の推進

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱	主な取組内容
事項	
具体的な取組	

（4）河川管理施設の整備等に関する事項

河川管理施設の整備等に関する事項

堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画、中期計画に基づき、順次河川整備を推進する。 ・河川特性マップを周知、共有する。 ・河川施設の維持管理状況（施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等）について、必要に応じ協議会で共有する。
決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	<ul style="list-style-type: none"> ・現行整備内容（余裕高部、パラベット、天端部の補強等）の協議会での共有 ・危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討
水門・鉄扉等の施設の確実な運用体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・計画等に基づき、樋門、水門、防潮施設等の改修等を順次実施。 ・水門等の運用体制を確保済み。必要に応じて現行体制の課題を抽出し、体制の見直しを行う。
河川管理の高度化の検討	<p>【施設管理におけるドローンの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の活用方法を検討する。

（5）減災・防災に関する国の支援

減災・防災に関する国の支援

水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・交付対象事業の周知
適切な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク表示図の公表を実施。 ・関係機関（市町村開発窓口へのリスク図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など）への水害リスクの周知 ・開発申請者などへのリスクの周知
災害時及び災害復旧に対する支援	<p>災害復旧事業にかかる市町村支援として研修やマニュアルの充実を図る。</p> <p>大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」の更新。</p>
災害情報の地方公共団体との共有体制強化	統合災害情報システム（Dimaps）の利用促進に向けた国との調整。